

茨城県立大子清流高等学校の部活動に係る活動方針

1. 部活動の基本的な考え

- (1) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動として、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられ、実践されている。その結果、長年にわたり生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の育成にも寄与していることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 令和4年5月に取りまとめられた「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～」において、地域移行に重点を置いた部活動改革の推進と、これまでの県運営方針に定められた活動時間等の遵守や見直しの徹底が求められたことを踏まえ、令和4年12月に改訂された「県部活動の運営方針」に基づき、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を目指す。

2. 適切な休養を確保するための活動時間

(1) 適切な休養日等の設定

- ① 1日の活動時間は、平日は上限2時間、休日は上限4時間とする。
- ② 校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定する。
- ③ 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替える。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。
- ④ 校長及び部顧問は、長期休業中においても、同様の活動時間を設定する。
- ⑤ 校長及び部顧問は、週あたり原則、平日・休日各1日以上休養日を設ける。ただし、公式大会等を控えた2週間前からに限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、休日に連続して活動し休養日を他の平日に振替えることができる。
- ⑥ 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 朝の活動の原則禁止

- ① 校長及び部顧問は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。
- ② 特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする。

(3) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ① 校長及び部顧問は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校文化連盟等県内の文化部活動に関する組織並びに茨城県教育委員会等が定める参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会等を精査する。

3. 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- ① 部活動の加入は任意であり、部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう運営体制を構築する。
- ② 校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、高体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者に説明し理解を得る。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ① 教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。
- ② 部顧問は、リスクマネジメントのための専門的指導力を高めるよう取り組み、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ③ 熱中症事故の防止等の安全確保については「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に適切に対応する。
- ④ 部活動における体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表

- ① 学校方針・年間指導計画、月間指導計画・月間活動計画を学校ホームページへ掲載し公表する。

4. 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ① 休養日などを利用し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にして、地域での活動も含めて様々な活動を経験できるようにする。

付則

- ・この活動方針は、令和5年4月1日から施行する。